

クレア海外事務所の所在都市における外出制限等の状況（1月17日時点）

	ニューヨーク	ロンドン	パリ	シンガポール	ソウル	シドニー	北京
外出制限、行動規制等の状況	オフィスワークは可能（出勤率50%まで）、一部州間の移動制限あり	在宅勤務ができない仕事、生活必需品の購入、医療機関の受診、運動などの限られた理由がある場合を除きステイホーム(1/4～)	夜間(18時～翌6時)外出禁止。夜間は職場からの帰宅等限定で証明書携帯必須(1/16～)最大限在宅勤務(週1日出勤可)公共施設等閉鎖(再開未定)店内飲食営業禁止(～2月中旬予定)	オフィスワーカーは出勤率50%以下、人の集まり8人以下、飲食店営業には収容人数や酒類提供時間等の制限あり	感染の状況等に応じ5段階に区分。1/17終了予定だった「社会的距離置きレベル」2.5段階(2番目に高い)を1/31まで延長(在宅勤務50%、飲食店時短営業、5人以上の私的集合禁止など)	1/3よりシドニー大都市圏の公共交通機関やスーパーマーケット等でのマスク着用を義務化 1/12より空港及び国内線航空機内でのマスク着用を義務化	北京地下鉄は乗車率90%に制限。原則、北京を離れる出張は控える。入店・入館時の健康コード提示や体温測定等の防疫措置を講じながら各種施設は通常営業
日本からの短期出張者の入国に関する制限、入国後の行動制限等	入国後10日隔離(入国前3日以内に陰性証明を取得し、入国後4日目の検査で陰性となれば隔離期間が4日に短縮可)	入国後10日隔離(入国前3日以内に陰性証明を取得し、入国後5日目の検査で陰性となれば隔離期間が5日に短縮可)※1/18から	入国後7日隔離(搭乗前3日以内に陰性証明を取得し、入国後7日目に再度検査を受検)	日本の緊急事態宣言が解除されるまで、日本とのビジネス往来を停止	1/8以降(港湾は15日以降)韓国に入国するすべての外国人に出発前72時間以内に発給されたPCR陰性確認書の提出を義務付け。1/14からビジネストラックの運用停止	原則入国不可(例外的に入国を認められた場合、入国後14日間、州政府指定の宿泊施設で隔離。また、1/22以降は、出発前72時間以内のPCR検査での陰性証明とマスク着用が必要)	商用目的の短期滞在に限り、専用ビザを取得後入国可。入国前と出国前にはPCR検査等が必要 ※日本ー北京の直行便は再開されていない
	米国	英国	フランス	シンガポール	韓国	オーストラリア	中国
感染者数	1,551,850人 (467.6人)	323,614人 (484.48人)	128,551人 (191.68人)	206人 (3.61人)	3,687人 (7.12人)	113人 (0.44人)	1,376人 (0.1人)
死者数	23,411人 (7.0人)	7,830人 (11.22人)	2,142人 (3.19人)	0人 (0人)	124人 (0.24人)	0人 (0人)	1人 (0人)

(※)「感染者数」、「死者数」は1/11-17における新型コロナウイルス感染症の感染者数、死者数。( )内は人口10万人当たりの数

(※)現地発表などを基にクレアまとめ